

議 長

おはようございます。

本日をもって招集されました平成28年第1回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

3番 原田 弘克議員、4番 志賀浦 学議員。以上、御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は2月8日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は2月8日、本日1日限りと決定いたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成27年11月分、12月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における個人番号の取扱い変更に伴い、町税条例等の一部を改正する必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、ご承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについての町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明します。今回の条例改正は、平成27年5月13日議会臨時会において専決処分を承認された改正条例の一部が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の個人番号の利用の取扱いの変更により平成28年1月1日の番号法施行までに改

正が必要のため、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成27年12月30日に専決処分として公布したところであり、本日の議会臨時会において報告し承認を求めるものであります。

改正する点は、減免申請における個人番号及び法人番号に関する文言を整備するものであります。別途、配布した議案第1号資料、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が新条例、右が旧条例であり、下線を付した箇所が改正部分であります。

第51条、町民税の減免の規定の第2項第1号において、個人の減免申請書には個人番号の記載を要しないため、個人番号に関する文言を削除するものであります。

第139条の3、特別土地保有税の減免の規定の第2項第1号において、個人の減免申請書には個人番号の記載を要しないため、個人番号に関する文言を削除し、削除に伴いまして法人番号の法律規定条項を追加するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程5 議案第2号から日程7 議案第4号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程5 議案第2号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程6 議案第3号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程7 議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第2号から議案第4号までの3

議案につきましては、いずれも平成27年人事院の勧告にかんがみ、議会議員、常勤特別職、教育長について、期末手当の額を増額する措置を講ずる必要があるため本案を提案するものであります。

詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、ご承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第2号から議案第4号までの3議案についてご説明いたします。

各議案につきましては改正内容が同一であるため、議案第2号の説明をもって議案第3号並びに議案第4号の説明に充てさせていただきます。

今回の改正は、人事院勧告により国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、本町におきましても一般職の給与等の引き上げを行うことから、議会議員、常勤特別職、教育長についても期末手当に係る支給率の引き上げを行うものです。

別途配布しております、議案第2号資料新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

期末手当、第5条第2項中、6月支給分「100分の197.5」を「100分の202.5」に、12月支給分「100分の212.5」を「100分の217.5」にそれぞれ改めるものです。これにより、6月分と12月分を合わせた年間支給率が4.1カ月から4.2カ月となり、0.1カ月分が引き上げられるものです。

期末手当の特例として、平成27年12月支給分の期末手当に、遡及すべき6月支給分の新旧支給率の差となる0.05カ月分を加味して支給することから、新たに第17項を加えるものです。

次ページ、附則として施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

期末手当の内払、第2項、改正前の南幌町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成27年12月1日からこの条例の施行日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の南幌町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。ここでの内払とは、既に支給した額を内払扱いとし、増額になった差額分を後日支給することを意味しております。

議 長

以上で、議案第2号、議案第3号、議案第4号の説明を終わります。説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第2号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第2号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、本条例を改正すべく提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、ご承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。

人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、一般職の給与等の引き上げを行うもので、第1条は平成27年4月1日遡及適用分、第2条は平成28年4月1日適用分で2つの条立てにより改正をするものです。

内容としては、昨年度に引き続き民間給与との格差を埋めるため、

特に若年層に重点を置き給料表を平均0.36%増額し、さらに勤勉手当を0.1カ月分引き上げ、平成27年4月1日に遡及して実施するものです。また、平成26年改正の給与制度の総合的な見直しの中で、賃金水準の低い地域における公務員の給与や50歳代後半の公務員の給与が高いことから、若年層に配慮をしつつ給与水準の引き下げを平成27年4月から3年間で平均2%を引き下げておりますが、引き下げ前の給料表を適用する減給補償は平成30年3月31日までの経過措置でございます。なお、6級55歳を超える課長職を対象にした1.5%の減額措置についても、平成30年3月31日まで継続実施されるものです。

それでは、別途配布しております議案第5号資料（第1条関係）の新旧対照表をご覧ください。この表は、平成27年4月1日遡及適用分です。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、一般職の勤勉手当、改正前「100分の75」を、改正後6月支給分「100分の75」、12月支給分は「100分の85」に改めるもので、結果、年間支給率を0.1カ月分引き上げるものです。

第2号では、再任用職員の勤勉手当「100分の35」を、6月支給分「100分の35」、12月支給分は「100分の40」に改めるもので、結果、年間支給率を0.05カ月分引き上げるものです。次ページ、附則第40号につきましては55歳を超える職員の給与特例で、勤勉手当減額対象額「100分の1.125」を、6月支給分「100分の1.125」、12月支給分は「100分の1.275」に改めるもので、結果、1.5%を減ずるものです。

以下、別表第1、行政職給料表（一）、7ページ、別表第4、医療職給料表（二）、11ページ、別表第5、医療職給料表（三）に係る新旧対照表です。

続きまして、議案第5号資料（第2条関係）の新旧対照表をご覧ください。平成28年4月1日適用分です。勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、一般職の勤勉手当、改正前6月支給分「100分の75」、12月支給分「100分の85」を、改正後は一律「100分の80」に改めるもので、年間支給率に変更はございません。

第2号では、再任用職員の勤勉手当、6月支給分「100分の35」、12月支給分「100分の40」を一律「100分の37.5」に改めるもので、年間支給率に変更はございません。

次ページ、附則第40号につきましては、55歳を超える職員の給与特例で、6月支給分の勤勉手当減額対象額「100分の1.125」、12月支給分「100分の1.275」を一律「100分の1.2」に改めるもので、年間減額率に変更はございません。

附則として、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）は、平成27年4月1日から適用する。

給与の内払、第3項、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、(職員の給与に関する条例(平成26年南幌町条例第24号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む)の内払とみなす。

規則への委任、第4項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程1 議案第6号を日程に追加し議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第6号を追加いたします。

●追加日程1 議案第6号 功労表彰についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

局長 ただいま上程をいただきました議案第6号 功労表彰につきまして提案理由を申し上げます。

国民健康保険運営協議会委員として15期30年間にわたり在職され、この間、国民健康保険の安定運営に尽くされるなど、地方自治の発展に多大な功績がありました、故 丸谷 英雄氏を南幌町表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し答申をいただいたものであります。

故 丸谷氏の功労表彰について、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ち

に採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第6号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会いたします。

(起立)

どうも御苦労さまでした。

(午後 9時55分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____